

第四紀研究投稿規定

(2011年8月26日, 2013年8月22日, 2017年12月17日, 2019年1月12日, 2019年6月30日, 2021年1月22日, 2021年4月8日, 2023年3月22日 評議員会一部改正)

1. 投稿資格

投稿者の少なくとも1人は投稿時に本会会員であること。ただし、編集委員会による依頼投稿の場合はこの限りではない。

2. 第四紀研究に投稿しうる原稿

内容が日本第四紀学会倫理憲章前文にある第四紀に関わるものであり、体裁が別に定めた「執筆要項」に合致する、と編集委員会が認めたもの。

2-1. 言語：日本語または英語。

2-2. 原稿の種目

論説 Article：投稿者自身によるオリジナルで未公表の研究成果をまとめたもの。

短報 Short Article：研究の中間報告など大きな研究の一部をなすもの、および速報性を必要とするもの、および資料として特に重要なもの。

総説 Review：ある分野に関する研究成果を総覧し、総合的にまとめ、研究史、研究の現状、将来への展望などにふれたもの。

討論 Discussion：本誌に掲載された論説・短報・総説などについて、投稿原稿のかたちで1年間、コメント（賛否・注釈・質問など）を受け付け、編集委員会の判断により、意義のあるものを誌上に公開する。必要に応じて、原著者の回答も掲載する。

資料 Note：露头・化石・遺物・景観などのスケッチ・写真および第四紀学的に貴重な標本・資試料などに平易な説明をつけたもの。

口絵 Pictorial：第四紀学に関連する露头・化石・遺物・景観などの写真や重要な図などに簡単な説明をつけたもの。ただし、カラー化によって情報を出すことが不可欠であると編集委員会が認めたものに限る。

解説 Comment：第四紀学に関連するテーマ・用語などについての解説。

講座 Lecture：ある分野の研究の現状・成果や調査法・分析法などを、特に他分野の会員に紹介・普及する目的で平易に書かれたもの。

書評 Book Review：単行本などの内容の紹介および批評。

雑録 Miscellany：学会もしくは第四紀学に関する記事・報告など。ただし、編集委員会が認めたものに限る。

2-3. 原稿の長さ：総説は刷り上がり 24 ページ以内、

論説・講座は 16 ページ以内、短報は 8 ページ以内、討論・解説・資料は 4 ページ以内、口絵・書評は 2 ページ以内とする。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。なお、刷り 1 ページは引用文献を除くと 25 字×44 行×2 段で、引用文献は 28 字×62 行×2 段である。やむを得ず超過した場合は、その費用は依頼原稿を除き著者の負担とする。

2-4. **電子付録**：著者の申し出があり、かつ別途定める第四紀研究電子付録掲載要項に基づいて編集委員会が適当と判断する場合、原稿の掲載にあわせて、原稿の内容の一部を第四紀研究電子付録として日本第四紀学会ホームページと J-STAGE Data に掲載することができる。

3. 不正行為（特定不正行為）の禁止

以下に示す、投稿者による不正行為（特定不正行為）^{注1}を禁止する。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果などを作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果などを真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

注 1. 不正行為（特定不正行為）については以下に基づく。

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf)

4. 二重投稿の禁止

二重投稿とは、印刷物あるいは電子媒体において、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為である^{注2}。二重投稿を第四紀研究では禁止する。

注 2. 二重投稿については以下に基づく。

日本学術会議「回答 科学研究における健全性の向上について」

(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23->

k150306.pdf)

5. 著作権

- 5-1. ほかの出版物または投稿中の論文と重複した内容を持つ原稿は、投稿原稿の本文中に必ずその旨を明記し、投稿者自身で著作権問題を解決し、かつそれを示す資料を添える。
- 5-2. ほかの出版物より図・表などを引用する場合は、転載許可を受けるなど、投稿者自身が著作権問題を解決しておくものとする。
- 5-3. 掲載された論文の著作権（著作権財産権、copyright）およびすべての媒体を通じての公表に関する権利は、本誌（冊子体・電子媒体などの形式にかかわらず）に掲載された時点から日本第四紀学会に帰属するものとする。
- 5-4. 日本第四紀学会が著作権を保有する著作物を利用するにあたっては、別途定める出版物利用規定に従い、日本第四紀学会からの受諾を得るものとする。

6. 投稿手続き

投稿は以下のいずれかによる。詳細は、別に定める「執筆要項」も参照すること。

電子投稿の場合は、「原稿・図・表・送り状・所定の保証書（押印またはサイン入り）」をPDF形式で保存し、電子メールの添付書類として、編集委員会（本規定の末尾および会誌奥付の学会事務局のメールアドレス）に送付する。原稿・図・表は可能な限り一つのファイルとする。ファイルが5 MBより大きい場合には大容量ファイル転送サービスなどを利用する。

郵送による投稿の場合は、封筒に「第四紀研究原稿」と明記して原稿・図・表・送り状のコピー3部とその電子ファイルを、所定の保証書（押印またはサイン入り）とともに、編集委員会（本規定の末尾および会誌奥付の学会事務局の住所）に送付する。編集委員会から要請があった場合には、図・表の原図を提出する。

7. 受付

編集委員会が原稿を受けとった日を受付日とする。

8. 受付後の原稿の処理

- 8-1. 編集委員会は、投稿原稿の内容に応じてレフェリーを決め、査読を依頼する。
- 8-2. 編集委員会は、査読結果を参考に原稿の内容・表現に問題があると判断したときには、投稿者に修正を求めることができる。また「執筆要項」に従い、用語・用字などを変更することがある。活字の種類・大きさ、図・表の大きさや全体の体裁は、編集委員会が決める。
- 8-3. 原稿が修正のため投稿者の手元にかえったまま6ヶ月経過したときは、その投稿原稿は取り上げられたものとみなす。

8-4. 投稿原稿の受理は編集委員会が決める。編集委員会が掲載を決定した日付をもって受理日とする。投稿者は、編集委員会から投稿原稿受理の通知があった場合には、著作権等譲渡同意書に必要な署名をし、最終原稿とともに提出する。これにより、掲載が許可される。

8-5. ワードプロセッサ使用の原稿は、受理時の最終原稿の電子ファイルを提出する。

8-6. 受理後、原稿の細部の体裁は、編集委員会が調整・判断し、修正を求めることがある。

8-7. 投稿原稿の掲載不可は編集委員会が決める。掲載不可となった原稿・図・表などは原則として返却せず、編集委員会の責任で適切に処分する。

9. 校正

著者校正は初校時のみ行う。著者校正時の加筆は原則として認めない。著者は、初校ゲラを受け取ったら速やかに校正を行い、編集委員会（編集書記）に返送する。期日までに返送がない場合は、著者校正を省略するか、次号にまわすこともある。

校正時の著者責任による図・表などの差し替えにかかる費用は全額著者負担とする。

10. 別刷

別刷は50部単位で希望することができる。別刷費用については別途定める。掲載された原稿の電子ファイル（PDFファイル）は著者（論文責任者）に提供される。

11. 原稿の返却

掲載された原稿・図・表などは原則として返却せず、編集委員会の責任で適切に処分する。掲載されなかった原稿・図・表などは、上記の投稿規定8-7.に定めたとおりとする。返却を希望する場合は、投稿時に編集委員会まで申し出る。

12. 投稿規定の改正

この「投稿規定」の改正は、執行部会が原案を作り、評議員会に報告して承認を求める。「執筆要項」および「電子付録掲載要項」は編集委員会がこれを定め、改正があったときは執行部会に報告し、承認を求める。

付則 本規定は2023年3月22日から実施する。

・上記の投稿規定2-3. 超過分の著者負担は、1ページにつき10,000円とする。

・原稿送付先：〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル

日本第四紀学会編集委員会

メールアドレス daiyonki@shunkosha.com